

1950年国勢調査機関

連合国人口委員会は、「1950年に国勢調査を実施するように」と勧告したので1950年10月18日付け軍政府令第25号に依り1950年12月1日2日3日の三日間に琉球列島国勢調査を実施すべく調査機関を設置した。

同委員会の勧告は調査設計をするにはガイダンスとして使用すると同時にその手続きを作成するにも使用された。

琉球列島の面積及び住民が日本と同様である故に日本の調査手続及び方法を琉球の国勢調査に使用した。

今回の国勢調査は琉球軍政本部企画統計課が企画及び指導し地方軍政府の監督のもとに各群島政府により実施された。

1950年国勢調査方法及び手続

琉球列島の国勢調査は現在地主義である。

例えば常住地を無関係にて調査時に現在する者を捉える調査方法である。

今回の国勢調査に於いては連合国関係・米国政府職員・外国政府の外交代表及びそれらの家族を除いて1950年12月1日午前零時に現在する者は全部調査された。然し乍ら琉球列島内に常住地を有する者であっても調査時に琉球列島外に在る者は調査しなかった。日本及び琉球の国勢調査票は殆ど同様であり日本の調査票は33項目で琉球は32項目である。それは日本で用いられた標準ライン型の調査票が殆どそのまま使用された。

国勢調査の意義及び重要性を一般民衆に報知するために調査施行日の数ヶ月前から報知運動を開始した。日本の専門家と国勢調査について協議し研究するために琉球の代表者を日本に派遣した。この代表者は197人の調査指導官を指導しそれらの指導官は3,685人の調査員を指導する義務があった。

1951年1月に日本に派遣した。集計業務は全く吾々の手でもって完成されたのでその後は集計機械は不要となり約100人の職員が集計業務を完成するために訓練された。